2016~2018 第2期中期事業計画

公益財団法人大和市国際化協会

目 次

第1章 1 2 3 4	第2期中期事業計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・2策定の趣旨計画期間計画の位置づけ計画体系
第2章 1 2	至 2013年から2015年の間の国際化協会を取り巻く環境の変化・・・・・4 データから見る大和市に暮らす外国人 外国人児童生徒を巡る取り組みの変化と外国人児童生徒数の推移
	国際化協会の最近の取り組みと前期計画の事業の検証・・・・・・・・9 注目的事業1 外国人市民の自立と社会参加を促進する事業 注目的事業2 市民の相互理解を促進し、市民主体の国際化推進活動を支援する 事業
1 (1 (2 (3 (4 (5 2	第2期中期事業計画における事業展開の方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第5章	中期事業計画(2016年度~2018年度)事業一覧・・・・・・18

第1章 第2期中期事業計画の位置づけ

1. 策定の趣旨

当協会は、1994年7月の設立以来、市民自らが主体となって進める地域の国際 化の拠点として、民間国際交流団体やボランティアとの連携・協力を図りながら、市 民の国際理解の促進や在住外国人の支援等、様々な事業を展開してきました。

また2012年4月に公益財団法人へ移行した際に、定款の中に新たな目的を定め、 事業体系も見直した中で「大和市総合計画」及び「やまと国際交流指針」に沿って、 2013年度から2015年度までの3ヵ年の事業をまとめた中期事業計画を策定し、 現在その施策を展開しております。

しかしながら、多様な市民ニーズに応え適切な事業展開を図るためには、当協会の 人的な体制整備、財源の確保、行政の理解、また市内外の関係機関との連携の向上な どまだまだ解決すべき課題は山積しております。

このような状況を踏まえ、市民に親しまれる公益財団法人として、公益性を守りながら効果的・効率的な事業運営を追求し、多文化共生社会の実現に貢献できるよう、前期計画の事業との継続性を基本としながらも、先の課題の解決が図られるよう既存事業の内容を検討し、必要に応じて見直しを図り、第2期中期事業計画を策定することとしました。

2. 計画期間

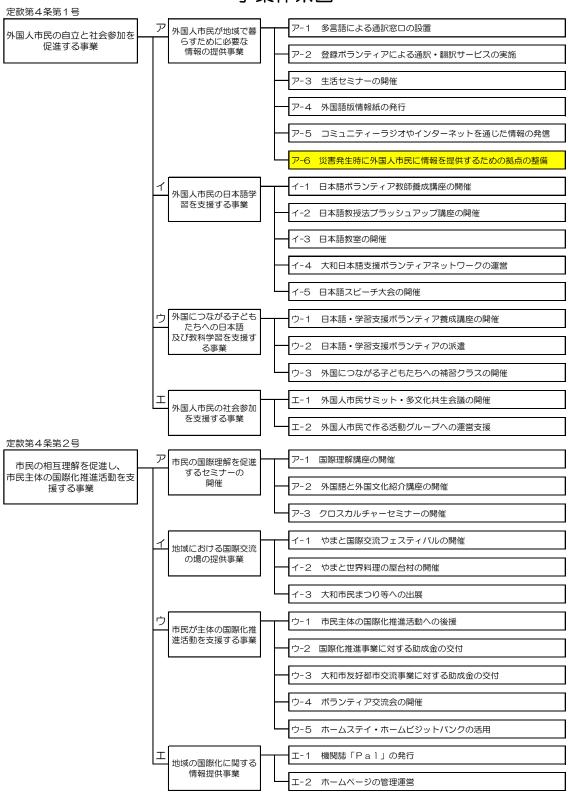
2016年度から2018年度までの3ヵ年とする。

3. 計画の位置づけ

本計画は、公益財団法人大和市国際化協会の定款に掲げる目的の実現に向けて、「大和市第8次総合計画」及び「やまと国際交流指針」との整合性を図りながら、前期計画との継続性を踏まえたうえで、今後3ヵ年における当協会の事業の方向性等を定めるものです。

4. 事業体系

事業体系図



第2章 2013年から2015年の間の国際化協会を取り巻く環境の変化

1 データから見る大和市に暮らす外国人(「Pal」Vol. 87 抜粋。一部修正)

2015年8月1日現在、大和市に住民登録をしている外国人市民の数は、5,777名。 2008年の金融危機、2011年の東日本大震災を経て、多くの外国人が大和市を離れましたが、

2013年4月を境に、人口が少しずつ戻ってきています。

その間に日本では、2020年の東京オリンピック招致が決まり、

	2013年4月	2015年8月	増減
4/// 米石	5, 473	5, 777	304 人増
総数	(69 か国)	(70 か国)	(+5.6%)

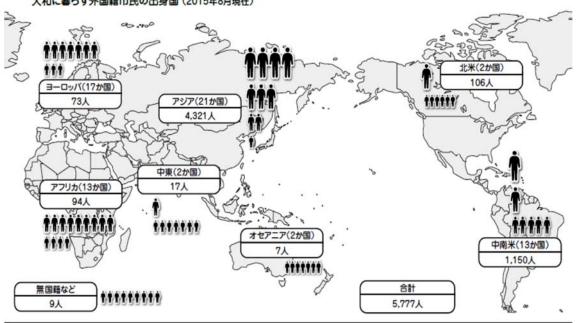
外国からの観光客が増えてきたことで、外国語の書かれた看板やお知らせを目にするようになるなど、外国人にも訪れやすい・住みやすい環境が整えられてきたり、ミス・ユニバースの日本代表に、アメリカ人の父と日本の母を持つダブル(ハーフ)の女性が選ばれる等、民族の多様性が受け入れられつつあったりする反面、「ヘイトスピーチ」と言われる、特定の民族や国籍の人たちを排斥するような差別的言動を街中やインターネット上などで繰り返す人たちが社会的に問題になったりもしています。

コンビニエンスストアやファミリーレストランなどで働く外国人市民の姿も、よく見かけるようになったのではないでしょうか?サービス業や製造業、建設業を中心に、少子高齢化による労働力不足を補っているのも外国人市民です。

登録者の国籍を見てみると、全部で70か国の出身者が暮らしています。

75%の人が、アジアから来ています。南米出身者の人が減り、新たにアジア、アフリカ、 ヨーロッパから来る人が増えています。

大和に暮らす外国籍市民の出身国(2015年8月現在)



2013 年と比較してみると、 台湾、ベトナム、中国、ラ オス、タイ出身者の増加が 目立ちます。でも、南米出 身者も母国に帰った人ばか りではありません。昨年は 37人の方が、日本に帰化(日 本の国籍を取得)しました が、その中には南米の人も 含まれています。

7	大和市に暮らす外国籍の出身国上位10位(単位:人)					
	順位	2013年4月1日	2015年8月1日	増減		
1	中国	1, 091	1, 237	146人 (+13.3%)		
2	フィリピン	697	758	61人 (+8.7%)		
3	韓国	776	750	-16人 (-3.3%)		
4	ペルー	781	692	-89人 (-11.4%)		
5	ベトナム	518	661	143人 (+27.6%)		
6	ブラジル	342	295	-47人(-13.7%)		
7	タイ	181	211	30人 (+16.6%)		
8	カンボジア	152	151	-1人 (-0.6%)		
9	ラオス	91	107	16人 (+17.6%)		
10	台湾	60	99	39人 (+65%)		

また、1年間に届け出られる婚姻届の約4%が、どちらか一方、もしくは両方が外国籍を持つ人たちによる国際的な結婚にあたります。この方たちがいずれ、子どもを持つようになると、日本国籍を持つ人たちの中にも、多様な民族的・文化的背景を持つ人たちが増えてくることになります。 **大和市に募らすめ**国籍市民の在図資格(単位:人)

※日本国籍・・・日本は、父母両 系血統主義を採用しています。両 親のどちらか一方が日本国籍を 持っている場合、その子は生まれ ても、自動的に日本国籍を有する ことになります。2重国籍を認め ていないので、2つの国籍を有す る子は、22歳までにどちらかの 国籍を選ぶことになっています。 また、帰化することによって、日 本国籍を有することができるよ うになります。20歳以上で、5 年以上日本に暮らし、素行が善良 であること、本人もしくは配偶者 により自立して生計を営むこと ができることなどの条件があり ます (例外もあり)。

どうしてアジアの人たち が増えているのでしょう か?その答えは、外国人市民

大和市に暮らす外国籍市民の在留資格(単位:人)					
在留資格	2013年4月1日	2015年8月1日	増減		
永住者	2, 800	2, 958	158		
定住者	663	649	-14		
日本人の配偶者	553	424	-129		
特別永住者	494	471	-23		
家族滞在	216	264	48		
技術	123	125	2		
留学	170	191	21		
永住者の配偶者等	146	183	37		
人文知識 • 国際業務	104	104	0		
技術・人文知識・国際業務	0	50	50		
技能	77	73	-4		
特定活動	20	45	25		
企業内転勤	11	7	-4		
教授	7	13	6		
投資・経営	16	14	-2		
経営・管理		10	10		
教育	13	14	1		
文化活動	4	0	-4		
宗教	7	4	-3		
研修	0	4	4		
高度専門職1号口	0	2	2		
技能実習1号口	10	90	80		
技能実習2号口	15	45	30		
技能実習1号イ	19	30	11		
医療	0	2	2		
出生	5	5	0		
合計	5, 473	5, 777	304		

の在留資格を見てみると、見えてきます。特に「技能実習生」の在留資格を持つ外国人市

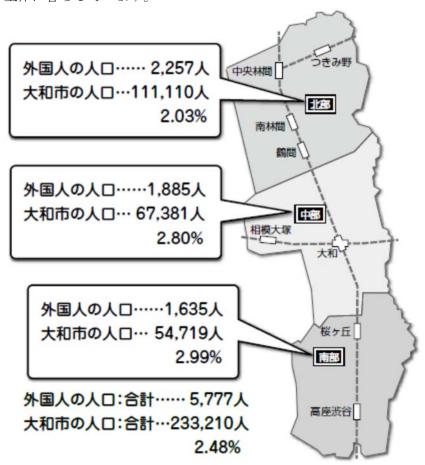
民が増えてきていることに気が付きます。

技能実習生で来日する外国人の多くが、中国、ベトナム、フィリピン、インドネシア、タイから来日しています。大和では、特に中国とベトナムから来る実習生が、ここ最近とても増えてくるようになりました。また、「技術・人文知識・国際業務(2014年に「人文知識・国際業務」の在留資格と「技術」ビザが統合されてできた資格)」を持つ人が増えていますが、これは、日本の企業で働く外国人が持つビザなのですが、中国人が半数を占めていて、そのほかにもベトナムやフィリピンなどほとんどがアジア出身者です。

※技能実習制度・・・日本の技術を伝えるために、日本の企業にアジアを中心とした、開発途上国の青年を実習してもらうことを目的に受け入れる制度。農業や漁業、建設、食品や繊維・衣服関係の製造業などを中心に受け入れています。

最長で3年まで実習を受けることができます。

大和市では、市の南部に外国籍市民が多いという話をよく聞きます。実際には外国籍市民の約4割は、大和市の北部に住んでいます。日本人の人口も、北部に多いので全人口に占める外国籍市民の割合は中部、南部の方がより高くなりますが、外国人住民は広く大和市全体に暮らしています。



2 外国人児童生徒を巡る取り組みの変化と外国籍児童生徒数の推移

(1) 取り組みの変化

文部科学省では 2009 年度補正予算において、国際移住機関 (IOM) に 37 億円の資金を拠出し、日本語等の指導や学習習慣の確保を図るための場である「虹の架け橋教室」を設け、こうした子どもたちが公立学校等への円滑な転入ができるようにする「定住外国人の子どもの就学支援事業 (虹の架け橋教室事業)」を実施しました。外国人集住地域の全国 39 箇所に教室が開設され、NPO 法人、学校法人や教育委員会などが運営を行い一定の成果を収めましたが、2014 年度に残念ながら事業が終了しました。

大和市の学校における外国人児童生徒への日本語学習は、多くの場合は在籍学級より「取り出し」で行われ、一部「入り込み」による学習も行われてきました。当協会の日本語学習支援ボランティアが親身に子どもたちの学習を支えている状況は現在も続いています。

2014 年度には国から学校教育法施行規則を改正する省令(2014 年 1 月 14 日公布、2014 年 4 月 1 日施行)が出され、義務教育諸学校において日本語指導の「特別の教育課程」の編成・実施が認められ、学校における日本語指導が教育課程に正式に位置づけられるようになりました。省令にもとづく「特別の教育課程」は計画を申請し承認を受ければ、「日本語の能力に応じた特別の指導」が正式な学習として認められるため、子どもたちが安心して学習できる時間と環境をつくることができることや、学校現場においてこどもの存在が認知され、日本語指導に対する理解が深まること。加えて、在籍学級担任と日本語指導担当者の協力により指導が進められることなどの期待ができますので、今後どのような体制を組織できるか、また、指導や評価の方法や内容はどうするかなど、具体的なことは各学校現場が担っていくため、実施するには十分な検討が必要ですが、大和市でどのように対応するかを注視していきたいと思います。

近年、大和市でも「学齢超過」に関わる問題が散見されるようになりました。

「学齢超過」とは、日本の法律に規定されている義務教育年齢を過ぎていながら、義務教育を修めていない状態をいいます。日本では、満 15 歳の 3 月 31 日が義務教育を終える年齢と定められていますが、義務教育年齢のうちに来日した子どもが、母国と日本との義務教育課程の制度の違いから、学齢を超過しているにもかかわらず、義務教育をいずれの国においても修了していない、という問題が起こることです。

日本は年齢主義をとっており、6歳から 15歳で一斉に義務教育を受けます。同じ年齢主義の国であっても、就学開始年齢が 7歳である国もあります。また、日本の義務教育期間は9年ですが、国によっては8年もしくはさらに短いところもあります。この場合、母国では中卒資格がある状態で来日したにもかかわらず、日本では中卒資格が認められないという問題が起こります。こうした「学齢超過」の問題は、国による制度の違いなど難しい課題がありますが、教育委員会ではこれらを理解しつつ、対応について判断する必要があると考えます。当協会としては、このような子どもへも可能な限り支援し、教育委員会や保護者とのコミュニケーションをとりながらより良い方向に進むよう努めていきます。

【参考1】日本語·学習支援活動実績表(2012~2014)

	活動回数	活動時間	支援者数 (実数)	対象生徒数 (実数)
2012 年度	1324	2124	124	102
2013 年度	1282	2043.25	102	88
2014 年度	1546	2417.5	127	92

【参考2】2014 年度日本語·学習支援活動実績表(詳細)

(2015年3月31日現在)

			<u> </u>	- 1.4-4-4-4-4-4-4-4-4-4-4-4-4-4-4-4-4-4-4-
依頼者	活動回数	活動回数活動時間	支援者数	対象生徒数
	71-31-3	7440-31-1	(実数)	(実数)
緑野小学校	112	186.5	4	3
大野原小学校	82	85.5	3	3
大和小学校	282	556	11	8
文ヶ岡小学校	169	258	5	7
中央林間小学校	77	106	4	1
大和東小学校	51	85	3	3
深見小学校	43	58	2	2
柳橋小学校	35	43.5	2	5
桜丘小学校	45	86	2	2
上和田小学校	63	63	3	1
福田小学校	80	135	4	8
南林間中学校	37	44	2	3
つきみ野中学校	92	92	2	1
鶴間中学校	14	20	1	2
引地台中学校	52	59	2	1
渋谷中学校	26	42.5	1	3
小計	1260	1920	51	53

生徒保護者	119	164.5	3	3
国際化協会(夏休み教室)	167	333	73	36
小計	286	497.5	76	39
合 計	1546	2417.5	127	92

(2) 外国籍児童生徒数の推移等

①学校別外国籍児童生徒在籍数【2015年5月1日】

小学校

外国籍児童生徒数
2
18
19
9
4
11
57
20
11
6
36
4
17
10
2
11
2
4
3
246

中学校

	外国籍児童生徒数	
大和中学校	13	
光丘中学校	15	
渋谷中学校	29	
つきみ野中学校	1	
鶴間中学校	10	
引地台中学校	17	
上和田中学校	11	
南林間中学校	18	
下福田中学校	1	
計	115	(人)

データ:大和市教育委員会

②国籍別外国籍児童生徒数【いずれも5月1日データ】

(人)

	1998年度	2004年度	2008年	2012年	2015年
ペルー	36	85	120	97	75
フィリピン	10	26	38	57	71
ベトナム	37	50	61	54	59
中国	41	37	34	38	50
ブラジル	42	24	29	35	29
カンボジア	23	23	20	12	14
韓国•朝鮮	27	24	22	13	12
タイ	1	6	7	14	8
ラオス	19	19	13	8	7
アルゼンチン			17	12	6
その他	26	40	26	24	30
計	262	334	387	364	361

第3章 国際化協会の最近の取り組み(2012 年度~2015 年度)と前期計画(2013年度~2015 年度)の事業の検証

公益目的事業1 外国人市民の自立と社会参加を促進する事業

公益目的事業2 市民の相互理解を促進し、市民全体の国際化推進活動を支援する事業

第4章 第2期中期事業計画における事業展開の方向

1 外国人市民の自立と社会参加の促進

- (1) 外国人市民への情報提供のあり方
 - ・大和市には、市人口の約2.5%、約70の国と地域の約5,800人の外国人市民が在住し、その多くは定住傾向にあります。日本語を母語としない人にとって、本市で安心して暮らし、自立した日常生活を送ることのできる環境づくりを支援するため、当協会では、大和市から委託を受けて5言語による通訳窓口を設置し、行政手続きや病院での診察の際に通訳を行っています。さらに、FMやまとを通じた英語、スペイン語、タガログ語による放送及び英語、スペイン語、中国語、ベトナム語による外国語版情報紙の発行、あるいは日本語を含む6言語によるホームページなどにより、行政情報やイベント・生活情報等を提供するとともに、市行政からの依頼によりゴミ出し、予防接種や教育等様々な情報を多言語に翻訳して提供してきました。
 - ・しかしながら、外国人の定住化に伴い、必要とされる情報は税金・医療・福祉・ 教育といった一般的な内容にとどまらず、複雑かつ多岐に渡ってきています。
 - ・この様な中で、当協会では外国人市民などが求める情報等について、できる限り 把握するとともに速やかな入手と提供に努め、課題解決に向け引き続き取り組ん でいきます。
 - ・なお、当協会に相談に来る外国人への相談方法や窓口環境については、引き続き 改善するよう努めていきます。

(2)「日本語」の習得

- ・地域に暮らす定住外国人の日本語教育は、多くのボランティアに支えられており、 外国人にとって地域の日本語教室は、日本語だけでなく日本の社会、文化を学ぶ 場であるとともに、日本人との人間関係をつくる重要な場になっています。日本 人ボランティアにとっても、外国人学習者の母国の文化や習慣に触れる機会を得 たり、また彼らから見た日本の社会の在りようについて考えるきっかけとなる場 となっています。つまり、日本語教室は、異文化との接触を通して日本人と外国 人がともに学び合う場として多文化共生を育む重要な役割を担っていると言えま す。
- ・地域の日本語教室の多くは、学習スペースの確保や活動資金及び指導にあたる人 材の高齢化や不足などの悩みを抱えている状況にあります。当協会ではこれらに 対し、ボランティアが運営する地域の日本語教室への助成や日本語指導者の育成 を行うなど、日本語教室への支援を続けていきます。
- ・しかしながら、地域の日本語教室は最低限の日本語の知識がなければ入りにくい

状況もあり、来日して間もない日本語がほとんどできない人や、在住歴が比較的長くても、子どもが学校で使う文具や用具の名前、行事の意味等もよく知らない人が多く存在しているのも事実です。当協会では、そのような方については日本語の初歩的な知識が学べる「日本語教室」を開催し、終了後は地域の日本語教室で継続して学習していくことを勧めています。また、小さい子どもを持つ外国人も安心して日本語の学習ができる保育付きの「日本語初級教室」も引き続き開催していきます。

(3) 子どもたちの学習

- ・来日間もない日本語力不足の子どもたちには、周囲と意思の疎通が図れるように、 初歩的な日本語指導が必要となります。一方、在住期間が長くなるにつれ、子ど もたちは日常会話には問題がなくなったようにみえても、学校での教科内容の理 解や日本語の読み書きに課題を残すことが多々あります。
- ・小さいうちに来日した子どもたちの中には、学校では日本語、家庭に帰ると母国語というように、混在した言語の中で生活し育てられて、どちらの言語においても十分な力を持てていないという状況も見られることがあります。
- ・また、進学に関する保護者の認識の問題もあります。日本では、義務教育後の教育が、就職やその後の進路に大きく影響しているのが現状ですが、様々な理由で生活に追われている保護者の中には子どもの教育には、あまり関心を示さない場合もあります。さらに、家庭の事情等により就学途中で来日し、母国との教育制度の違いから日本の義務教育が受けられなくなる「学齢超過」の問題も散見されるようになりました。
- ・このように、外国につながる子どもたちには様々な課題が生じてきておりますが、まずは基礎的な学力を身につけることが自立した将来の生活を営むうえで必要不可欠なことです。当協会としては今後もこれまで培ってきた経験を活かしながら、日本語学習支援ボランティアの協力を得て、できる限りのより良い学習支援を行なえるよう努めます。また、日本における進学の大切さを認識してもらうためには、保護者向けの情報提供も欠かせません。子どもの教育に対する保護者の理解を深めることは大変重要なことだと考えます。
- ・外国につながる子どもたちへより良い支援をするためには、学校での教育環境を 整えることも大切です。そのためには当協会では、教育委員会及び学校現場と今 まで以上の連携が必要と考え、関係者間で持つ定期的な情報交換の場の実現に向 けて努めていきます。

(4) 多文化共生を担う外国人の人材発掘及び育成

・豊かで活力ある社会を実現するためには、外国人市民をしっかりと地域社会の一

員として受け入れ、地域住民とともに地域づくりを担ってもらう必要があります。 そのためには、地域住民と外国人市民がお互いの文化的な違いを理解し認め合う 「多文化共生」の考え方が重要となります。

- ・地域における日本人と外国人市民の交流はまだ限定的であり、疎外感を抱いている外国人市民や地域で認知されていない外国人市民も多くいます。
 - しかし、外国人は、日本人とは異なった文化や価値観、発想力があり、学ぶべき優れた面を持っています。これまで機会に恵まれてこなかった外国人市民が、その能力を発揮して、地域活動に主体的に参加することにより、活力ある地域社会の形成が期待できます。
- ・過去の大和市多文化共生会議の報告書でも、「支援される側」としてではなく「支援する側」としての外国人市民を提案しており、外国人市民が支援の担い手となれる人として、能力が発揮できる仕組みを整えることが大切としています。
- ・当協会としては、外国人市民サミットや多文化共生会議の実施により市行政との 意見交換や多文化共生の地域づくりの推進を行うとともに、引き続き様々な事業 を通じて多文化共生意識の啓発や交流機会の拡大、また、外国人で作る活動グル ープへの運営支援を行うことで、地域の外国人コミュニティのキーパーソンとな る人材の育成や活用に努めていきます。
- ・さらに多文化共生の地域づくりを図る、交流、意識啓発、情報提供、日本語学習 支援などを行う拠点づくりに努めていきます。

(5) 災害時の情報提供

- ・日本語能力が十分でないため被害状況や避難場所などに関する情報が得られず、 不安と焦りを募らせた外国人被災者が多数いたことが、震災の起こるたびに報道 されました。また、文化や生活習慣の違いなどから、避難所において日本人との 間で摩擦が生じることもあったということです。
 - そのため、災害発生時には、外国人市民にも理解しやすい対応が求められますが、 外国人市民の中には、地震などの災害を経験したことがなく、防災という考え方 を理解できない人たちもいるため、十分に啓発することも大切です。
- ・外国人市民のための多言語による情報伝達の方法、避難所運営のあり方などを記載した災害時対応のマニュアルづくりを検討する必要があります。
- ・当協会は2015年3月に大和市と「大和市災害多言語支援センター」設置に係る協 定を結びました。支援センターは、災害発生時に外国人市民及び本市に一時滞在 せざるを得ない外国人に必要かつ正確な情報を伝えるために、設置すべき機能で あり、普段から外国人市民を交えた設置、運営訓練を重ねることが大切となりま す。
- ・災害発生時における通訳者などの人材確保の一環として、通訳翻訳登録ボランテ

ィアに防災訓練への参加してもらい、経験を積んでもらうことも重要です。しかしながら、災害多言語支援センターの役割や多文化共生に対する理解があれば、誰にでもできる一般のボランティアの確保も必要です。地域には自治会が組織する自主防災会や、日頃から外国人市民を支援している NPO やボランティアによる日本語教室などがあり、これらの団体にも災害多言語支援センターの設置訓練に参加をお願いし、連携を深めることにより災害時の外国人支援の充実に努めていきます。

2 市民の相互理解を促進し、市民全体の国際化推進活動の支援する事業

(1) 相互理解を進めること

・大和市には多くの国や地域の多様な文化的背景を持った外国人市民と日本人市民がともに暮らしています。生活習慣や考え方の違いなどからお互いの理解がなかなか進まず、双方ともに課題を抱える状況もあります。このような状況を理解し解決するための「多文化共生社会の実現」に向けて、国際理解の重要性はますます高まっています。

当協会では、そのきっかけとなるよう、世界の政治、経済、文化などに関する様々な話題や時宜にあった内容をテーマに、専門講師による講座を開催し、市民へ有用な情報を提供していきます。また、外国の文化や外国語を学ぶ機会も設けていきます。

(2) 地域の国際化を進めるために活動する人たちの裾野を広げること

・多文化共生を推進するうえ、異文化体験の機会を提供し相互理解を進めることも 大切です。当協会では地域での交流機会として、多くの市民が集まるスペースで 国際交流フェスティバル等を開催し、異なる文化があることを認識し合う場を提 供しています。また、外国人市民が講師となって母国の文化や人々の暮らしぶり を紹介することで、外国への興味を持つきっかけとなるようなクロスカルチャー セミナー等を実施します。

一方、当協会の機関誌「Pal の発行により身近な国際化に関わる情報の提供を行うととも、国際化を推進する事業や活動団体への後援や助成を引き続き行い、国際化の裾野を広げるよう努めていきます。

第5章 第2期中期事業計画(2016年度~2018年度)事業一覧 定款第4条第1号

外国人市民の自立と社会参加を促進する事業

事業名	2015年度末の姿 (現状)	2018年度末の姿 (目標)
ア 外国人市民が地域で	で暮らすために必要な情報の提供	共事業
多言語による通訳窓口の設置	通訳窓口が相談者にとって利用 しやすい環境になっていない。	利用しやすい相談方法が取られ、 相談者のプライバシーが尊重さ れた相談窓口ができている。
登録ボランティアによ る通訳・翻訳サービスの 実施	登録ボランティアのレベルにば らつきがある。	様々な依頼に対応できるボランティアが登録されている。
生活セミナーの開催	同じテーマで継続して開催して いる。	時宜に即したテーマを選び有用 な情報が提供されている。
外国語版情報紙の発行	外国人市民にどの程度読まれて いるか把握するのが難しい。	地域の外国人コミュニティのキ ーパーソンにとって有用な情報 源となっている。
コミュニティーラジオ やインターネットを通 じた情報の発信	FM やまとでの情報配信と Facebook やホームページにより 多言語で様々な情報等を伝えて いる。	情報内容の充実と提供される情 報の多言語化が進んでいる。
災害発生時に外国人市 民に情報提供するため の拠点の整備	災害多言語支援センターの設置 運営訓練が実施されている。	設置運営訓練に参加する市民、団体が増えている。
イ 外国人市民の日本	語学習を支援する事業	
日本語ボランティア教 師養成講座の開催	実際の活動に参加する人が修了 者の一部にとどまっている。	新たに活動する人へのボランティア参加を促す仕組みがある。
日本語教授法ブラッシュアップ講座の開催	市外からの参加者が多いため、市 内の参加者を増やす工夫が必要 である。	市内の受講者数が増加し、主体的に参加できる研修を実施することで、地域の日本語教室の活性化につながっている。
日本語教室の開催	入門程度の学習者が増えている が、長期在住者でも日本語学習へ の関心がない者も少なくない。	学習者のニーズに合わせた日本 語教室が開催されている。

大和日本語支援ボラン ティアネットワークの 運営	年に 1 ~ 2 回会議を開催している。	ネットワークが各日本語教室の 定期的な情報交換の場となって いる。
日本語スピーチ大会の開催	過去10回日本語学習の成果を 発表する場として、大人、子ども の年齢等の参加枠を設けること なく実施している。	日本語学習の成果を発表する場 として地域に定着し、来場者が増 えている。
ウ 外国につながる子。	どもたちへの日本語及び教科学習	習を支援する事業
日本語・学習支援ボラン ティア養成講座の開催	年間を通して活動ができるボラ ンティアの確保が難しい。	新たに活動する人へのボランティア参加を促す仕組みがある。
日本語・学習支援ボラン ティアの派遣	ボランティアが活動する上での 支援体制が不十分である。	協会、教育委員会、学校、ボラン ティア、保護者間の連携ができて いる。
外国につながる子ども たちへの補習クラスの 開催	受講している児童生徒に、自力での学習が困難な者が多い。	児童生徒の学力の向上が見られ る。
エー外国人市民の社会	参加を支援する事業	
外国人市民サミット・多 文化共生会議の開催	過去3回の多文化共生会議では、 充実した内容の提言・報告が市に なされ、施策として実施できたも のもある。	外国人市民サミットでの発言や 多文化共生会議で取り組んだ内 容が実践されている。
外国人市民で作る活動 グループへの運営支援	外国人で作るグループに日本人 市民も参加して活動を続けてい る。	外国人で作るグループが日本人 市民(グループ)と協力して地域 のための活動に参加している。

定款第4条第2号

市民の相互理解を促進し、市民主体の国際化推進活動を支援する事業

事業名	2 O 1 5 年度末の姿 (現状)	2 O 1 8 年度末の姿 (目標)	
ア 市民の国際理解を促進するセミナーの開催			
国際理解講座の開催	タイムリーなテーマを設定し開	市民が興味を持つテーマ設定で	
	催のたびに多くの受講者がある。	受講者が多い。	
 外国語と外国文化紹介	一定の受講者はあるが、市内でも	市民ニーズを先取りし、企画・内	
講座の開催	同様の講座が実施されている。	容を絞って開催している。	

クロスカルチャーセミ	講師派遣による開催ニーズが少	ボランティア講師による様々な	
ナーの開催	なくなっている。	セミナーが実施されている。	
イ 地域における国際交流の場の提供事業			
	交流イベントとしてこれまで 10	異文化体験の機会を提供すると	
やまと国際交流フェス	回実施する中で多くの企業、団	ともに、フェスティバルに関わっ	
ティバルの開催	体、市民の協力を得ており、市民	た人が、経験を生かし地域の国際	
	の認知度も上がっている。	交流、国際理解活動をしている。	
やまと世界料理の屋台	食文化の紹介をメインとして実	以目の会立ルの紹介 <i>も</i> ほして 目	
	施しており、市民の認知度が上が	外国の食文化の紹介を通して、国 際理解が深まっている。	
村の開催 	っている。	际垤胖が休まりている。	
大和市民まつり等への	協会の認知度を高めるためのエ	地域の国際化の拠点として協会	
出展	夫が不足している。	の認知度が上がっている。	
ウ 市民が主体の国際化推進活動を支援する事業			
	地域の市民や団体の国際化関連		
市民主体の国際化推進	 事業に関する情報を十分に把握	市内で行われるほとんどの国際	
活動への後援	できていない。	化関連事業を後援している。 	
国際化推進事業に対す	8団体に助成金を交付した。	団体が助成金を有効に活用して	
る助成金の交付	(2015年度実績)	いる。	
大和市友好都市交流事		日はおいばるとちかに送出して	
業に対する助成金の交	助成対象団体が減少している。	団体が助成金を有効に活用して	
付		いる。	
ボランティア交流会の	協会登録ボランティアが主な参加者である。	協会登録ボランティア以外の市	
ホランティア交流会の 開催		民の参加が増え、新しい人材の発	
升 任	が14日 C のかる。	掘ができている。	
ホームステイ・ホームビ	登録者数が伸び悩んでいるとと	ホームステイの受け入れを経験	
ジットバンクの活用	もに、受け入れ市民の方が当協会	した市民が国際化協会のその他	
	との関わりが少ない状況にある。	の事業にも参加している。	
エ 地域の国際化に関する情報提供事業			
	協会の事業案内のほか、国際理解に役立つ情報が掲載されている。	地域の国際化の啓発につながる	
機関誌「Pal」の発行 		記事が掲載され、誰にでも読みや	
		すい紙面づくりがされている。	
ホームページの管理運営	ページビューが、65,034 件	 ホームページにより国際化協会	
	(2015. 3. 1~2016. 2. 20) で 2012	への認知度が上がっている。	
	年度の約2.4倍となっている。		